

「自然公園法第22条第3項第2号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件(瀬戸内海国立公園(山口県地域))」(環境省告示)の意見募集(パブリックコメント)の実施結果の公表について

## 1. 意見募集方法の概要

### (1) 意見募集の周知方法

環境省ホームページにて掲載、記者発表(プレスリリース)、資料の配付

### (2) 意見提出期間

平成24年12月20日(木)～平成25年1月18日(金)までの30日間

### (3) 意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール

### (4) 意見提出先

環境省 自然環境局 国立公園課

中国四国地方環境事務所 国立公園・保全整備課

## 2. 意見募集の結果

意見の提出数 電子メールによるもの4通

整理した意見数 7件

## 3. 意見の概要と見解について

別紙のとおり。

## 4. 今後の予定

平成25年2月 官報告示

別紙：提出されたご意見の概要と対応方針

ご意見の概要	対応方針
<p>採捕禁止生物リスト案への意見を求めるならば、当該海域公園指定のための調査で把握された予定地区内の生物相やその特性等を記した報告書を添付もしくは公開すべきではないか。</p>	<p>パブリックコメントにおいて関連する調査報告書を参考資料として供覧に付すことはしておりませんが、調査報告書は、中国四国地方環境事務所及び広島事務所において閲覧可能です。</p>
<p>温帯域のサンゴ群集を保全する唯一の砦が海域公園地区しかない現状を考慮すれば、ニホンアワサンゴ以外の造礁サンゴもリストに加えるべきと考えるが、当該指定予定海域の造礁サンゴ相の十分な調査はなされたのか。</p>	<p>海域公園地区の指定動植物種の指定にあたっては、調査を実施し、生息が確認され、希少性、漁業対象種であるかどうか、地域住民の生活利用の有無などを総合的に把握したうえで、想定される利用による影響や漁業協同組合など関係者のご意見も勘案し、固着性があり観賞用等で採取のおそれのある種を選定しています。</p>
<p>造礁サンゴに比べ国内の温帯域により普遍的に分布する非造礁サンゴであるキサンゴ類を科で指定するのであれば、対象をイシサンゴ目全種としたらどうか。そうすれば、造礁サンゴも、キサンゴ類等の非造礁サンゴも広くカバーさせることができる。また、これから発見されるかもしれない重要なイシサンゴ類への対応も可能となる。</p>	<p>海域公園地区の指定動植物種の指定にあたっては、調査を実施し、生息が確認され、希少性、漁業対象種であるかどうか、地域住民の生活利用の有無などを総合的に把握したうえで、想定される利用による影響や漁業協同組合など関係者のご意見も勘案し、固着性があり観賞用等で採取のおそれのある種を選定しています。</p> <p>また、これから発見される可能性のある種に関しては、今後新たに生息が確認された場合、詳細な調査を行い、上記を踏まえ、必要があれば、速やかな指定により対応いたします。</p>
<p>採捕規制対象とされる種名は学名のカタカナ表記になっており、標準和名は( )に予備表記されているに過ぎない。標準和名を尊重しないのであれば、単に学名そのものを(カタカナ表記ではない)示した方が単純で分かり</p>	<p>学名のみ表記は、一般的には分かりづらいため、現在の表記としております。</p>

<p>易いのではないか。</p>	
<p>瀬戸内海において初めて知られたニホンアワサンゴの群生地、従来知られていた分布域に比べて非常に浅い所に群生するカワリギンチャクなど、特異な生態系を有する海域に保護の網をかけていただいたことに感謝する。一方で、採捕規制を行う種は、一見して目立つ種のみが羅列されており、本海域の特殊性を支えている生態系全体を保全するために必要な重要構成種は何かという観点が欠落している。本海域になぜこのような特殊な生態系が維持されているのかを調査・検討し、将来にわたって保全するために何をすべきかという観点で、採捕規制種の指定を含めた保護策をご検討いただきたい。</p>	<p>今回の指定についてご理解をいただきありがとうございます。</p> <p>海域公園地区の指定動植物種の指定にあたっては、調査を実施し、生息が確認され、希少性、漁業対象種であるかどうか、地域住民の生活利用の有無などを総合的に把握したうえで、想定される利用による影響や漁業協同組合など関係者のご意見も勘案し、固着性があり観賞用等で採取のおそれのある種を選定していますが、ご意見の趣旨は、今後の保護施策の検討の際の参考とさせていただきます。</p>
<p>パブリックコメント期間中にニホンアワサンゴを採取し持ち帰る方を目撃した。この度の指定はニホンアワサンゴを採取させない事を目的としているのに、その意見を求めている間に採取がなされるといふのはどういうことか。指定動植物に指定され、許可をとり研究目的の採取なら話はわかるが、パブリックコメント期間中にこのような軽はずみな行動は避けるべきと考える。</p>	<p>現時点では、海域公園地区の指定及び海域公園地区の指定動植物の指定は官報による公示がなされていないため、ニホンアワサンゴの採取は自然公園法の規定には抵触しませんが、官報による公示がなされた指定後は、自然公園法に基づき適正な保護管理を進めて参ります。</p>
<p>周防大島のニホンアワサンゴの保全活動に必要な情報を得る為、継続して、調査・研究を行っていきたいと考えている。指定後、調査・研究のためのニホンアワサンゴの採集には、自然公園法の許可申請が必要となるが、採集時期が限られており、時期を逃すと採集が不可能となるため、申請から、審査・受理承認まで迅速な対応がなされる仕組みを望む。</p>	<p>自然公園法に基づく許可申請の手続は、申請書が提出されてから許可が下りるまでの標準処理期間が定められています。また、迅速な処理を行うために、調査の時期が決まり次第、連絡調整をお願いいたします。</p> <p>なお、当該海域公園地区における指定動植物の捕獲等に係る申請手続に関しては、法定受託事務を行っている山口県（柳井農林事務所）が窓口となっています。</p>